

平成28年第11回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年11月24日

開会

日程第1 平成28年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について

日程第6 意見聴取 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予（第2号）について

日程第7 教育長の報告

日程第8 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年12月26日（月）午後2時00分から

閉会

## 意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年11月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）の公布に基づき、文部科学省より共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に伴う通知を受け、市条例の改正を行う必要があるため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第〇〇号

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月〇〇日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）の公布に基づき、文部科学省より共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に伴う通知を受け、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	教育委員会	瑞穂市 就学指導委員会	支援を要する児童生徒の就学について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 障害児教育担当者	1年	教育委員会 学校教育課	を
-----	-------	----------------	--------------------------	------	---	----	----------------	---

」

「

	教育委員会	瑞穂市 教育支援委員会	支援を要する児童生徒の就学及び教育的支援について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 特別支援教育担当者	1年	教育委員会 学校教育課	に改める。
--	-------	----------------	---------------------------------	------	--	----	----------------	-------

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）第21条に規定する事項を審議すること。	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	2年	企画部 企画課	市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）第21条に規定する事項を審議すること。	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	2年	企画部 企画課
教育委員会	瑞穂市教育支援委員会	支援を要する児童生徒の就学及び教育的支援について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員	1年	教育委員会 教育課	教育委員会	瑞穂市就学指導委員会	支援を要する児童生徒の就学について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員	1年	教育委員会 教育課

	瑞穂市子ども読書活動推進会議	子ども読書活動推進計画の実施について調査及び審議すること。	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学校校長を代表する者 瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者	3年	教育委員会生涯学習課
識見を有する者	特別支援教育担当者	瑞穂市子ども読書活動推進会議	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学校校長を代表する者 瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者	3年	教育委員会生涯学習課



## 意見聴取

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例について

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律  
第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年11月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

## 提案理由

保育所嘱託医師及び幼稚園・学校嘱託医師等の報酬額について、もとす医師  
会の管轄する市町間の均衡化を図る必要があり、報酬額を見直すため瑞穂市教  
育委員会の意見を求めるもの。



議案第〇〇号

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月〇〇日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

幼稚園長事務嘱託員を新たに設置し、及び投票管理者等の報酬を改定するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年瑞穂市条例第31号)の一部を次のように改正する。

「

別表中

投票管理者	
投票所の投票管理者	日額 12,600
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 ただし、期日前投票所の閉鎖時刻を午後5時とした場合は、8,300円とする。
投票立会人	
投票所の投票立会人	日額 10,700
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 ただし、期日前投票所の閉鎖時刻を午後5時とした場合は、7,100円とする。
選挙長	日額 10,600
開票管理者	日額 10,600
開票立会人・選挙立会人	日額 8,800

を

」

「

投票管理者	
投票所の投票管理者	日額 12,600 ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項(同項ただし書を除く。以下この項から期日前投票所の

	投票立会人の項までにおいて同じ。)に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額(小数点以下が生じた場合は、切り捨てるものとする。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。)を支給する。
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
投票立会人	
投票所の投票立会人	日額 10,700 ただし、公職選挙法第40条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条第1

に、

	項に規定する投票時間の一部を 従事した場合は、日額を当該投票 時間で除して得た額に、従事 した時間を乗じて得た額を支給 する。
選挙長	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌 日にわたり従事した場合は、当 日分限りの額を支給する。
開票管理者	日額 10,600 ただし、当日から継続して翌 日にわたり従事した場合は、当 日分限りの額を支給する。
開票立会人・選挙立会人	日額 8,800 ただし、当日から継続して翌 日にわたり従事した場合は、当 日分限りの額を支給する。

」

「

健康管理医	月額 82,000
-------	-----------

を

」

「

健康管理医	月額 82,000 ただし、ストレスチェック実施 後の高ストレス者への面接指導 においては、1人当たり21,5 00円以内とする。
-------	---

に、

」

「  
 地方自治法第174条に定め  
 る専門委員並びに地方公務員  
 法第3条第3項第2号及び第  
 3号に該当する職にある者の  
 うち、前各項に該当しないもの

を

「  
 地方自治法第174条に定める  
 専門委員並びに地方公務員法  
 (昭和25年法律第261号)  
 第3条第3項第2号及び第3号  
 に該当する職にある者のうち、  
 前各項に該当しないもの

に改める。

第2条 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
 次のように改正する。

別表中	保育所嘱託医師	年額35,000円に園児1人 当たり 年額685円を加算し た額 ただし、定員100人以上の 保育所については、1保育所当 たり年額115,000円未満 の場合は、115,000円と する。	を
	保育所嘱託歯科医師	園児1人当たり 年額 500	
	幼稚園・学校嘱託医師	年額35,000円に園児・児 童・生徒1人当たり 年額68 5円を加算した額 ただし、1園・1校当たり年 額115,000円未満の場合 は、115,000円とする。	
	幼稚園・学校嘱託歯科医 師	園児・児童・生徒1人当たり 年額 500	

	ただし、1園・1校当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託眼科、耳鼻科医師	園児・児童・生徒1人当たり 年額 500 ただし、1園・1校当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1園・1校当たり 年額115,000

」

「

保育所嘱託医師	園児1人当たり 年額 1,000 入所前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。
保育所嘱託歯科医師	園児1人当たり 年額 600
幼稚園・学校嘱託医師	園児、児童又は生徒1人当たり 年額 1,000 就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、
幼稚園・学校嘱託歯科医師	園児、児童又は生徒1人当たり

に、

	<p>年額 600</p> <p>就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000</p> <p>ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>
幼稚園・学校嘱託眼科、耳鼻科医師	<p>園児、児童又は生徒1人当たり</p> <p>年額 600</p> <p>就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000</p> <p>ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>
幼稚園・学校嘱託薬剤師	1施設当たり 年額 115,000
幼稚園長事務嘱託員	月額 280,000

」

「

市民安全対策監	月額 240,000円以内
---------	---------------

を

」

「

市民安全対策監	月額 250,000円以内
---------	---------------

に、

」

「

施設管理技術監	月額 200,000円以内
---------	---------------

を

」

「

施設管理技術監	月額 240,000円以内
---------	---------------

に改

」

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。



瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年瑞穂市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表（第2条、第5条関係）		別表（第2条、第5条関係）	
投票管理者	投票所の投票管理者	投票管理者	投票所の投票管理者
日額 12,600	日額 12,600 ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項（同項ただし書を除く。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。）に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額（小数点以下が生じた場合は、切り捨てるものとする。以下この項から期日前投票所の投票立会人の項までにおいて同じ。）を支給する。	日額 12,600	日額 12,600
期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者
日額 11,100	日額 11,100 ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、	日額 11,100	日額 11,100 ただし、期日前投票所の閉鎖時刻を午後5時とした場合は、8,300円とする。

	従事した時間を乗じて得た額を支給する。		
投票立会人			
投票所の投票立会人	<p>日額 10,700</p> <p>ただし、公職選挙法第40条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>日額 10,700</p>	
期日前投票所の投票立会人	<p>日額 9,500</p> <p>ただし、公職選挙法第40条第1項を準用する第48条第1項に規定する投票時間の一部を従事した場合は、日額を当該投票時間で除して得た額に、従事した時間を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>日額 9,500</p> <p>ただし、期日前投票所の閉鎖時刻を午後5時とした場合は、7,100円とする。</p>	
選挙長	<p>日額 10,600</p> <p>ただし、当日から継続して翌日に関わり従事した場合は、当日分限りの額を支給する。</p>	<p>日額 10,600</p>	
開票管理者	<p>日額 10,600</p> <p>ただし、当日から継続して翌日に関わり従事した場合は、当日分限り</p>	<p>日額 10,600</p>	

	の額を支給する。
開票立会人・選挙立会人 日額 8,800 ただし、当日から継続して翌日に わたり従事した場合は、当日分限り の額を支給する。	開票立会人・選挙立会人 日額 8,800
健康管理医 月額 82,000 ただし、ストレスチェック実施後 の高ストレス者への面接指導におい ては、1人当たり21,500円以内とす る。	健康管理医 月額 82,000
保育所嘱託医師 園児1人当たり 年額 1,000 入所前健康診断 1施設当たり 年 額 30,000 ただし、1施設当たり年額115,000 円未満の場合は、115,000円とする。	保育所嘱託医師 年額35,000円に園児1人当たり 年 額685円を加算した額 ただし、定員100人以上の保育所 については、1保育所当たり年額115,000 円未満の場合は、115,000円とす る。
保育所嘱託歯科医師 園児1人当たり 年額 600 園児、児童又は生徒1人当たり 年額	保育所嘱託歯科医師 園児1人当たり 年額 500 幼稚園・学校嘱託医師 年額35,000円に園児・児童・生徒1

	<p>1,000</p> <p>就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000</p> <p>ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>	<p>人当たり 年額685円を加算した額</p> <p>ただし、1園・1校当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>
幼稚園・学校嘱託歯科医師	<p>園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600</p> <p>就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000</p> <p>ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>	<p>園児・児童・生徒1人当たり 年額 500</p> <p>ただし、1園・1校当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>
幼稚園・学校嘱託眼科、耳鼻科医師	<p>園児、児童又は生徒1人当たり 年額 600</p> <p>就園又は就学前健康診断 1施設当たり 年額 30,000</p> <p>ただし、1施設当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>	<p>幼稚園・学校嘱託眼科、耳鼻科医師 園児・児童・生徒1人当たり 年額 500</p> <p>ただし、1園・1校当たり年額115,000円未満の場合は、115,000円とする。</p>
幼稚園・学校嘱託薬剤師	<p>1施設当たり 年額 115,000</p>	<p>1園・1校当たり 年額115,000</p>
幼稚園長事務嘱託員	<p>月額 280,000</p>	
市民安全対策監	<p>月額 250,000円以内</p>	<p>月額 240,000円以内</p>

施設管理技術監	月額 240,000円以内	月額 200,000円以内	
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各項に該当しないもの	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	市長がそのつど予算の範囲内で任命権者と協議して定める額

## 意見聴取

平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について

平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年11月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

## 提案理由

平成28年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

## 意見聴取

平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について  
平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年11月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

## 提案理由

平成28年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。